

知的財産権について

資産区分	具体例	H14 民間企業並財務諸表における総資産に占める比率 1 (カッコ書きは件数 2)				内容	評価方法案	理由	
		JH	首都	阪神	本四				
知的財産権	特許権等	- (89件)	0.0% (19件)	0.0% (3件)	- (26件)	無形固定資産	申請手数料相当額	1. 保有目的は自己使用であり、売却は想定されていない 2. 収益を見積もることは困難であるため、収益還元価値での評価にはなじまない 3. 独立行政法人では、申請手数料のみを資産計上が一般的であり、会社もこれと平仄を合わせる	
	ソフトウェア	0.0%	0.0% 3	0.0%	0.0%			利用価値のあるものについては簿価 4	1. 保有目的は自己使用であり、売却は想定されていない 2. 収益を見積もることは困難であるため、収益還元価値での評価にはなじまない
								利用価値のないものについてはゼロ、もしくは備忘価額	1. 利用価値がなければ、資産価値もないため、評価額はゼロである 2. ただ、管理上必要ならば、備忘価額を付すことも考えられる

- 1 小数点第2位を四捨五入している。金額のないものは「-」としている。
- 2 H15年3月末現在での税務上の耐用年数を経過しているものを除いている。
- 3 首都は民間企業並財務諸表上、計上していないので、仮に取得価額によって計算している。
- 4 首都は民間企業並財務諸表上、計上していないので、他の3公団と同様に利用可能期間(5年)で償却計算した場合の簿価